

信州千曲ブランド(加工食品)認定制度 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千曲市内業者の連携等を推進し、産業の振興と「千曲市」のイメージアップ及び地域の活性化を図るため、市内で製造された加工食品又は市内で生産された原料を使用した加工食品（以下「産品」という。）に係る信州千曲ブランド認定制度に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「認定」とは、千曲ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）が産品について、一定の基準に適合するものを、「信州千曲ブランド」（以下「ブランド」という。）として認めることをいう。

(認定対象産品)

第3条 協議会は、産品のうち、次に掲げる要件すべてを満たすものをブランドとして認定することができる。

- (1) 食品関係法規等の法令に違反していないもの。
- (2) 千曲市内に本店又は主な事業所等を有するものが、自社商品として市販するもの。
- (3) 千曲市のイメージを著しく損なう恐れのないもの。

(認定の申請)

第4条 産品の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、協議会が定める日までに信州千曲ブランド(加工食品)認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて協議会に提出しなければならない。

- (1) 信州千曲ブランド(加工食品)認定申請産品調書(様式第2号)
- (2) 信州千曲ブランド(加工食品)認定(更新)に係る誓約書(様式第3号)
- (3) その他協議会が必要と認める書類

(認定の審査及び決定)

第5条 協議会は、前条の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、別に定める認定審査部会の意見を聴いて、認定又は不認定を決定するものとする。

2 協議会は、前項の規定により認定と決定したときは、当該申請者に対し、信州千曲ブランド(加工食品)認定書(様式第4号)(以下「認定書」という。)を交付するとともに、当該認定した産品(以下「ブランド認定品」という。)、製造者名その他必要な事項を公表するものとする。

3 協議会は、第1項の規定により不認定と決定したときは、信州千曲ブランド(加工食品)不認定通知書(様式第5号)により、当該申請者に対し、通知するものとする。

(認定事業者の責務)

第6条 ブランドの認定を受けたもの(以下「認定事業者」という。)は、ブランドの確立を図るため、次に掲げる事項を遵守する責務を有する。

- (1) ブランド認定品の計画的な生産、製造及び出荷に関すること。
- (2) ブランド認定品の品質管理の徹底及び品質の向上に努めること。
- (3) ブランド認定品の生産、製造及び品質管理に関する書類の整理保存に努めること。
- (4) 消費者、流通・販売関係者等に対し、ブランド認定品及び本制度の積極的な情

報の発信に努めること。

- 2 ブランド認定品の生産、製造、流通及び販売等において、当該認定品に係る事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生したときは、認定事業者がその責を負うものとし、当該事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。
- 3 認定事業者は、制度の確立及び普及のため協議会長が必要と認めた事項に協力しなければならない。

（協議会の責務）

第7条 協議会は、ブランドの確立を図るため、次に掲げる事項を推進する責務を有する。

- (1) ブランド認定品の効果的な情報発信を行うこと。
- (2) ブランド認定制度の管理を行うこと。
- (3) 消費者側の意見・要望を聴き業者に報告すること。

（市の責務）

第8条 市は、ブランドの確立を図るため、次に掲げる事項を推進する責務を有する。

- (1) 協議会が推進する事業に対し、積極的に支援する。
- (2) 分野を超えた地域資源に関する情報を、市内外から情報収集する。
- (3) 加工食品以外の地域資源に関する連携を模索し、新たなブランド認定を目指す。
- (4) 千曲市ブランドのイメージアップを図るため、市民に親しまれ、多くの人々を引きつける魅力あるまちづくりを進める。

（認定内容の変更等）

第9条 認定事業者は、ブランド認定品の認定申請事項に変更等が生じたときは、直ちに、信州千曲ブランド（加工食品）認定申請事項変更届出書（様式第6号）により協議会に届け出なければならない。

- (1) 申請書類の内容に変更が生じたとき。
- (2) ブランド認定品の生産、製造又は販売を中止し、若しくは廃止し、再開の見込みがないとき。
- (3) その他協議会が、届け出が必要と認める事項が生じたとき。

2 協議会は、前項の届出について、その内容が信州千曲ブランド認定基準に適合しない等認定を継続することが不相当と認められる場合は、認定を取り消すことができる。

（認定の有効期間等）

第10条 ブランドの認定期間は、当該認定を決定した日から起算して2年とする。

2 認定事業者は、前項の規定による認定期間満了後においても引き続き認定を受けようとするときは、当該認定期間の満了する日の60日前までに、信州千曲市ブランド（加工食品）認定更新申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、協議会に提出しなければならない。

- (1) 信州千曲ブランド（加工食品）認定申請産品調書（様式第2号）
- (2) 信州千曲ブランド認定（更新）に係る誓約書（様式第3号）
- (3) その他協議会が必要と認める書類

3 更新に際しての審査等は、第5条の規定を準用するものとする。

（認定書の保管）

第11条 認定事業者は、前条に規定する認定期間中、認定書を適正に保管するとともに

に、認定書を紛失又は破損したときは、遅滞なく協議会に届け出て、認定書の再交付を受けなければならない。

(認定の表示)

第12条 認定事業者は、ブランド認定品が信州千曲ブランドとして認定を受けたものであること及び自らが認定事業者であることを表示することができる。

2 前項の表示は、別に定める信州千曲ブランド認定証票（以下「認定証票」という。）により行うことができる。

3 認定証票は、ブランド認定品以外の産品に表示してはならない。

4 認定事業者は、認定証票を使用するときは、信州千曲ブランド（加工食品）認定証票使用届出書（様式第8号）をあらかじめ協議会に提出するものとする。

5 認定証票の表示に関する費用は、認定事業者が負担するものとする。

6 協議会は、認定証票の使用状況について必要に応じて報告を求めることができる。

(実績報告)

第13条 認定事業者は、ブランド認定品について毎年度3月末までの出荷販売等の実績を、信州千曲ブランド（加工食品）認定品出荷実績等報告書（様式第9号）により5月末日までに協議会に報告するものとする。

(認定後の調査及び改善の指示)

第14条 協議会は、必要と認めるときは、認定事業者に対して認定内容に係る報告を求め、又は生産地、生産施設、流通、販売施設等へ立ち入り、若しくは協議会の指定する者を立ち入らせ、調査を実施することができる。

2 協議会は、調査等の結果、改善の必要があると認めるときは、必要な指示を行うことができる。

(認定の取消し)

第15条 協議会は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により認定を受けたとき。

(2) 第11条に規定する報告又は前条に規定する立入調査を正当な理由がないにもかかわらず、これを拒否したとき。

(3) その他制度の運用に重要な支障を及ぼす行為又は認定品の信頼を著しく損なう行為があったとき。

2 前項の規定により認定を取り消されたものは、その取り消しの日から2年を経過しなければ、新たな認定の申請をすることができない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月 1日から施行する。

信州千曲ブランド（加工食品）認定制度実施要綱運用基準

- 第1 信州千曲ブランド（加工食品）認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）第1条に定める「産品」に使用する原料（調味料等食品添加物の類は含まない。）は、国内で生産されたものであること。
- 第2 要綱第3条第1号に定める「食品関係等の法令に違反しないもの」とは、次の各号に定める場合とする。
- (1) 産品が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）又は農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の規定に違反していないこと。
 - (2) 産品の認定を受けようとする者（法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員を含む。）が、別表に定める食品衛生法規等の規定に違反したことにより有罪が確定してから2年以上経過していること。

附 則

この運用基準は、平成22年10月19日（以下「施行日」という。）から施行する。但し、第1の規定は、施行日以降新たに認定申請又は更新申請を行おうとするものから適用する。